

総合評価

受診施設名	稲荷砂川保育園	施設種別	保育園 (旧体系：)
評価機関名	きょうと福祉ネットワーク「一期一会」		

令和2年5月26日

総 評	<p>稲荷砂川保育園は、昭和32年設置の京都市営砂川保育所が平成29年4月に社会福祉法人稲荷保育園へ移管され、「稲荷砂川保育園」と改称された保育園です。経営主体の社会福祉法人稲荷保育園は、昭和25年6月に設立され70年の歴史のある稲荷保育園(平成30年4月より名称「稲荷こども園」)も運営し、稲荷砂川保育園と稲荷こども園は姉妹園です。法人として地域の保育ニーズへの対応とより質の高い保育の実践に向けて取り組んでいます。</p> <p>場所は伏見稲荷大社の近くで、街中であって稲荷山のふもとの恵まれた自然環境に位置します。市街地の中で敷地面積は限られていますが、活用方法を最大限に工夫され、子ども自身の伸びようとする力を支えると共に乳幼児期に身につけて欲しい力をつける事ができるように保育が展開されています。また京阪伏見稲荷駅にも近く、通勤に便利であり入園希望者が多い保育園です。</p> <p>稲荷砂川保育園の大きな特徴として、0歳から2歳児までの乳児は、担当制保育を実践し、深い愛着関係の中で一人ひとりの小さな変化にもすぐに気が付く体制で、保護者の安心につながっています。幼児においては異年齢混合保育という形態で、年齢別にクラス分けする保育ではなく、3歳から5歳までの異なる年齢の子どもを一緒にクラスにする保育であり、生きていく上で必要な心を育てることを理念にも掲げ実践しています。具体的には、年下の子どもは年上への憧れの感情の中で意欲が育まれ、年上の子どもは自分より年下の子の面倒をみることで思いやりの心が育ち、相互に影響しあって成長していきます。</p> <p>より安心安全で、質の高い保育を提供するために、保育士だけでなく、管理栄養士や看護師といった専門職の配置がされています。成育の基本となる食事の場面ではアレルギー等への配慮はもちろんの事、管理栄養士により適切な栄養とバランスの取れた食材を用いた食事の提供がされています。看護師の配置により、乳幼児期から幼児期にかけての健康面での安全確保と緊急時の適切な対応を実践され、保護者にも安心がされています。</p> <p>園全体では日々のコミュニケーションを大切にしており、会議や打合せの場だけではなく、コミュニケーションノートの活用など情報共有を行い、チームで協働する事に繋がっていました。今回の第三者評価の受診に当たっても自己評価シートは職員で分担して記入され全体で議論をするなど園全体で取り組むという姿勢を窺う事ができました。</p> <p>移管からの課題として、建物が築40年経過の古さから、排水管をはじめとした設備や風通しなどの保育環境を整備するのに多額な費用が発生し、園長はあらゆる補助金を駆使しながら、工夫と努力を惜しまず、快適な保育園づくりのために尽力されています。運営についても市からの移管引き継ぎには、保護者に理解して頂くために「第三者協議会」を設置し、京都市と保護者と保育園側で、協議を進め、保育士も一丸となって信頼ある保育園へと築き上げてこられました。</p> <p>まだまだ改善していかなければならない課題を認識し、ひとつひとつ一歩一歩の歩みを大切にしています。</p>
-----	--

	<p>保育士からも働きやすい環境であるとの声をヒアリングしました。これからも法人の保育理念、基本方針を軸に多様化する保育ニーズに、適切にかつより前向きに全職員・園全体で取り組み、ますます発展されますことに期待しています。</p>
<p>特に良かった点(※)</p>	<p>Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。</p> <p>①保育所が有する機能を地域に還元している。</p> <p>地域の子育て家庭に向けて毎日園庭や子育て支援室「あいあい」の開放を行い、子育て相談も日常的に行っています。また子育て講演会や行事などを開催し、ポスターや子育て通信にて呼びかけています。また非常災害時を想定し、園児だけではなく地域の方も想定した備蓄品を備えています。</p> <p>支所で行われる「深草ふれあいらんど」は18年継続しており人づくりの場として地域に定着しています。</p> <p>②地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。</p> <p>毎月、主任児童委員や児童、地域の女性会などと連携し、親子の遊び場や地域交流の場作りを行っています。砂川ステーション会議に参画して、他職種と連携し圏内の子ども達の情報を把握しています。また学区の社会福祉協議会の役員として関わり行事にも参加しています。福祉ニーズに基づき、子育て支援室「あいあい」に衣類のリサイクルケースを設置し、不要な衣類を必要な人に再利用してもらう取組も実施しています。</p> <p>Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。</p> <p>②子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。</p> <p>子どもの権利侵害につながる可能性のある、プライバシーへの配慮については場面ごとに、間仕切りや目隠しを設置するなどのハード面での配慮や、写真撮影に関する取り決めと対応など細やかに配慮がなされていました。乳幼児期からプライバシーに関する配慮が行き届いている事は子どもの育ち、自尊心を高める事に良い影響があると考えます。</p> <p>A-1-(2) 環境を通して行う保育、養育と教育の一体的展開</p> <p>①生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p> <p>築年数の経過した建物ですが、清掃が行き届いており清潔な環境を維持されていました。子どもたちが過ごしやすい環境となるように育ちの段階に応じた快適な空間設定、玩具や備品の準備がなされていました。また子どもたちにとっての過ごしやすい環境という事だけではなく、限られたスペースの中でも保護者との情報交換がしやすいなどの工夫がされていました。</p> <p>A-2-(1) 家庭との緊密な関係</p> <p>①子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。</p> <p>園オリジナルの連絡帳は、保護者にも宝物になると喜ばれ、きめ細やかな子どもの成長記録となっています。</p> <p>日々の送迎時には保護者に受け入れて頂きやすい表現をするなど保護者とともに保育することを心がけています。</p> <p>個別な関わりと共に年に2回は保護者懇談会を開催し、保護者同士の関係性や園全体の信頼関係の築きを大切にされています。</p>

<p style="text-align: center;">特に改善が 望まれる点(※)</p>	<p>I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。</p> <p>② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。</p> <p>事業計画は、事業所の目指す方向を事業所内外に伝える意味でも、文書化される事を検討されてはいかがでしょうか。実際には高い次元で確立されている「保育の質」をより明確に示すために、可能であれば概念的な目標ではなく評価が可能な数値化した計画策定となるとより望ましいと考えられます。</p> <p>II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。</p> <p>① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。</p> <p>訪問調査のなかで園長は日々の業務の中で保育士や園児一人ひとりの状況を気にかけて丁寧な関わりをされていることがうかがえました。組織の中で園長の役割を業務分掌表等で明確にされる事で適切な業務委任、ひいては組織全体の力量の向上に繋がると考えられるため、文書化を検討されてはいかがでしょうか。</p> <p>II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。</p> <p>② ボランティア等の受け入れに対する基本土世知を明確にし体制を確立している。</p> <p>事業所の方針として、保育に関するボランティアの受け入れはしていないため対応マニュアルの策定はされていませんでした。中学生や高校生の体験受け入れや夏まつりには保護者が学生ボランティアを依頼されたりしていることから、園のリスク管理の観点からも留意事項や個人情報、プライバシー保護の観点を盛り込んだマニュアルなどを整理される事が望ましいと考えます。</p> <p>III-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。</p> <p>③ 子どもに関する記録の管理体制が確立している。</p> <p>個別の記録は鍵のかかる場所に保管されて管理者が定められています。「個人情報保護規定」が定められており、会議の場で職員に周知され運用されていますが、廃棄の方法については定められていませんでした。文書化して規定しておくことが望ましいです。</p>
---	--

※それぞれ内容を3点程度に絞って掲載しています。評価項目毎のコメントは「評価結果対比シート」の「自由記述欄」に記載しています。

福祉サービス等第三者評価事業

[様式9-2]

【保育所版】 評価結果対比シート

(注)判断基準「a b c」について

【平成28年度以前の基準とは異なるため、当評価結果との対比はできませんのでご留意下さい】

(a)は質の向上を目指す際の目安となる状態、(b)は多くの施設・事業所の状態、(c)はb以上の取り組みとなることを期待する状態、に改定されました。改訂後の評価基準に基づいた評価では(b)が一般的な取り組み水準となり、従前に比べて(b)の対象範囲が広がります。また、改正前に(a)であった評価項目が改正後の再受診で(a)を得られなくなる可能性もあります。

受診施設名	稲荷砂川保育園
施設種別	保育所
評価機関名	特定非営利活動法人 きょうと福祉ネットワーク一期一会
訪問調査日	2020年2月26日(火)

保育所評価基準 対比シート (H29年4月～)

I 福祉サービスの基本方針と組織

評価分類	評価項目	通番	項番	評価細目	評価結果	
					自己評価	第三者評価
I-1 理念・基本方針	I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	1	①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	A	A
I-2 経営状況の把握	I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	2	①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	A	A
		3	②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	A	A
I-3 事業計画の策定	I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	4	①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	A	A
		5	②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	A	B
	I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。	6	①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	A	B
		7	②	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	A	B
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組	I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	8	①	保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	A	A
		9	②	評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	A	A

[自由記述欄]

1. 保育理念、保育方針は事業所のホームページに明記されており、その内容は園の目指すべき方向や方針と合致している内容となっている。保護者には入園説明会で読み合わせがなされており、一律の説明で十分に内容が伝わりにくい場合は個別に対応するなどの配慮をしている。

2. 保育連盟や京都市、全国社会福祉協議会からの情報を定期的に確認し、事業全体の動向について把握している。行政からの待機児童の件数を踏まえて、対応可能な園児の人数の調整を図り安定的な運営に繋げている。

3. 「移管5年経過後の経営について」を計画、文書化し、課題の把握に努めている。経営状況は理事会で報告すると共に課題の共有を図っている。行事の後には「全体職員会議」を開催。行事の振り返りに加えて、理事も出席し園全体の課題共有の機会としている。

4. 「移管5年経過後の経営について」の書面で、中長期的に取り組む課題について整理がなされている。市から運営移管された現在の園舎を建て替えるために外部の専門家とも相談しながら資金計画を策定している。

5. 単年度の事業は前年度の課題に対して解決を図るための補助金確保も含めた経営課題の整理をする事から始め、可能な限り事業の改善拡大を図っている。役員間でも計画の内容は確認されているが、予算計画だけではなく事業全体における計画の書面は確認できなかった。

6. 園の課題については管理者も確認できる「ミーティングノート」で保育士からの意見を集め、計画に反映させ改善に繋げている。実際に改善された事例も確認できたが、書面での計画策定と評価のプロセスが確認できなかった。

7. 保護者へは行事計画や園で取り組む予定の事柄をおたよりに記載し配布している。また市からの運営移管後の運営について「第三者協議会」を組織するなど情報共有の仕組みが整っている。行事の計画、改善の計画は確認できたが事業計画の確認はできなかった。

8. 「職員会議（適宜開催）」「リーダー会議（1回/月）」「委員会（2～3回/年）」が開催され、園全体での課題や情報の共有がなされている。質の向上に向けて保育方針、保育目標に沿って半期で自己評価が行われている。

9. 年度の間中期に振り返りの機会を設け、年度末に実施した評価の結果は年度末会議で確認を行い、次年度の課題として引き継がれている。各会議の前段では職員の意見が徴集され反映されており、全体で取り組む仕組みとして確立している。

II 組織の運営管理

評価分類	評価項目	通番	項番	評価細目	評価結果	
					自己評価	第三者評価
II-1 管理者の責任と リーダーシップ	II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。	10	①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	A	B
		11	②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	A	A
	II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	12	①	保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	A	A
		13	②	経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	A	A
II-2 福祉人材の確保・ 育成	II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事 管理の体制が整備されている。	14	①	必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	A	A
		15	②	総合的な人事管理が行われている。	A	A
	II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	16	①	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	A	A
	II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	17	①	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	A	A
		18	②	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	A	A
		19	③	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	A	A
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる 専門職の研修・育成が適切に行わ れている。	20	①	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	A	A	
II-3 運営の透明性の確 保	II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取 組が行われている。	21	①	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	A	A
		22	②	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	B	A
II-4 地域との交流、地 域貢献	II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されて いる。	23	①	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	A	A
		24	②	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	B	B
	II-4-(2) 関係機関との連携が確保されてい る。	25	①	保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	A	A
	II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を 行っている。	26	①	保育所が有する機能を地域に還元している。	A	A
		27	②	地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	A	A

[自由記述欄]

10. 園長は理事長、主任とも常に情報交換を密にして園の運営に尽力されている。マニュアルの中にも不在時の業務委任について明記されており機能しているが、責任を含む役割について明確な業務分掌がなされていない。定期的に発行される「保育だより」の紙面等も活用されているかどうか。

11. 園長は保育連盟や市からの情報を定期的に確認し、園の運営に関して必要な関係法令の動きを把握。職員への情報提供や周知がなされていた。関係法令を確認する中で、園として貢献できる太陽光発電の導入など具体的な動きに繋がっている。

12. 園長は、園内の各種委員会に出席し、園としての意向を丁寧に伝える事で質の向上に繋がっている。外部から届く各種研修会の資料を確認し、園での保育の質に関連する研修内容には積極的に職員を派遣するなどの取組が確認できた。

13. 園の経営、業務、保育方針、行事等に関して目的と趣旨を意識して、日々職員に伝達をする事で園全体の質の向上に努めている。定期的な職員面談の場だけに頼る事なく日常的に提案や要望を受け入れる姿勢を表明しており、現場で仕事をする保育士とのコミュニケーションの機会を確保している。

14. 人材採用に関する基本的な方針は確立しており、方針に沿った採用活動と育成が行われている。実際に理念の実現に繋げるために様々なチャンネルを使って採用活動を行うと共に新たに着任した職員を採用活動の現場に派遣する事で自身の仕事の価値を言語化する育成の機会としている。保育士だけではなく管理栄養士や看護師を雇用し、より質の高い安心安全な保育の提供に努めている。

15. 「期待する職員像」が明確になっており、「就業規則」や「給与等支給規則」にて人事の基準が定められている。人材育成においては全員がキャリアアップを目指すという視点ではなく個々の働き方や意向に沿った育成ができるように面談等でのコミュニケーションの機会を大切にしている。

16. 園長が中心になって労務全般の管理がなされており、日々のコミュニケーションや定期的な面談で意向の確認が行われている。福利厚生については京都府民間社会福祉施設職員共済会に加入、園単位でも旅行の補助などを実施している。自身の子どもが姉妹園を利用する事や職制の変更（正職⇔パートなど）が可能で、平成28年に京都モデルWLB認証企業の認証を受けている。

17. 「乳幼児の大切な時期を見守る大人としての自覚を持ち、常に子どもたちの良い見本となるような立ち居振る舞いをする事」という期待する職員像を軸に、個人別の「目標管理シート」を用いて目標設定がなされ、定期的な面談でその進捗把握がなされている。

18. 外部での初心者、中級者を対象にした研修会や絵画、造形、音楽、リトミック、障害児保育、食育に関する研修会に職員を派遣。法人理念を実現するための人材の育成に尽力している。今後は内部研修でこれまでの園の経過を改めて振り返り、保育の内容や理念について全体で確認をしていく事を計画している。

19. 園で仕事をする保育士として遵守すべきことは「新規採用職員への研修期間伝達事項」に整理がされており、入職時のOJTやその後の育成の場面でも活用されている。市や保育連盟から提供される研修情報は全職員がいつでも閲覧できる状態になっており、希望に応じて勤務上の配慮がなされている。

20. 「保育実習マニュアル」が策定されており、実習事前オリエンテーションでは心得や留意点等を丁寧に説明、実習中の設定保育に係る材料等は園で負担をする事でより効果的な実習期間となるように配慮されている。保育実習以外にも地域の高校生や中学生の体験学習を積極的に受け入れの協力を行っている。

21. 園のホームページで、現況報告、計算書類、定款等の情報公開が適切になされている。苦情、相談受付体制が確立しており保護者が目に触れやすく手に取りやすいように玄関等、園内の数か所に掲示や設置がされている。

22. 経営コンサルティング会社「マン90」と契約し、定期的（1～2回/月）にコンサルティングを受け財務環境に関してのチェックを実施している。

23. 園内には子育て支援の場として「あいあいルーム」を併設し情報提供の場としても活用されている。子育て地域ステーション事業を受託し会議で情報収集と発信をしている。月に1回、近隣公園での出前保育や「あっとほほーむ砂川(子育て支援の集い)」の企画運営、また年2回、地域子育て支援ステーション指定の保育園や児童館、主任児童委員等と協力して「深草ふれあいランド」開催し地域との交流や子育て相談などに人員を出している。

24. 基本的には保育に関するボランティア受け入れを実施していない。行事(夏祭り)の際には出し物などのボランティア受け入れを実施している。また地域の中学校の体験教室(生き生きチャレンジ体験)の受け入れや高校生の保育体験にも協力している。ボランティア受け入れについてのマニュアルが整備されていない。

25. 圏域の関係機関について「深草こどもネットワーク会議」の参加団体一覧を作成。日常の緊急時に利用する通院先一覧にして把握している。児童相談所、支所内にある保健センターとも連携しており、虐待が疑われる事例についても適宜対応をされている。

26. 地域の子育て家庭に向けて毎日園庭や園舎「あいあいルーム」の開放を行い子育て相談も日常的に行っている。また子育て講演会や行事などを開催しポスターや子育て通信にて呼びかけている。非常災害時を想定し、園児だけではなく地域の方も想定した備蓄品を備えている。支所で行われる「深草ふれあいランド」は18年継続しており人づくりの場として地域に定着している。

27. 毎月、主任児童委員や児童、地域の女性会などと連携し、親子の遊び場や地域交流の場作りを行っている。砂川ステーション会議に参画して、他職種と連携し園内の子ども達の情報を把握している。学区の社会福祉協議会の役員として関わり行事にも参加している。福祉ニーズに基づき、子育て支援の入口に衣類のリサイクルケースを設置し、不要な衣類を必要な人に再利用してもらう取組も実施している。

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

評価分類	評価項目	通番	項番	評価細目	評価結果		
					自己評価	第三者評価	
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス	Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。	28	①	子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	A	A	
		29	②	子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	A	A	
	Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。	30	①	利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	A	A	
		31	②	保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	A	A	
		32	③	保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	A	A	
	Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。	33	①	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	A	A	
		34	②	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	A	A	
		35	③	保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	A	A	
	Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。	36	①	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	A	A	
		37	②	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	A	A	
		38	③	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にしている。	A	A	
		39	④	不審者の侵入時などに対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	A	A	
	Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保	Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。	40	①	保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	A	A
			41	②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	A	A
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		42	①	アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	A	A	
		43	②	定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	A	A	
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		44	①	子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	A	A	
		45	②	子どもに関する記録の管理体制が確立している。	A	B	

[自由記述欄]

28. 連絡帳の表紙に「めざす子ども象」を明記し保育の方針としている。職員には「自己評価表」に職員が順守する項目をまとめ、年2回の自己評価と面談が実施されている。年齢ごとの保育計画に保育の狙いや保育士の配慮について記載がされている。給食に外国のメニューを取り入れたり国内外の伝統行事を大切にすることで人権や文化の違いを尊重する心を育てる取組を行っている。

29. 排泄や着替え、シャワーをする場所ではパーテーションやカーテンで仕切りをしたり室内の動線の整理を行うなどプライバシーを守るよう丁寧な配慮がなされている。安全管理マニュアルの中で有事の際の対応手順は整理されている。

30. ホームページには保育の内容が写真や丁寧な文章で紹介されている。見学者用に「保育園のしおり」を作成し広く広報に活用されている。見学には随時対応し、見学記録（見学者の年齢や特徴）もとられている。

31. 「入園のしおり」を用いて保育内容等についての説明がされている。入園説明会後には保護者面談を行い、より丁寧に説明がされている。利用の日数は個別に書面で把握しており変更届も完備している。

32. 保育所の変更に際しては引継ぎ文書を作成し保育の継続に配慮した引き継ぎを行っている。卒業文集にコメントを残す事や口頭で必要な事があれば相談してもらう事を促しており、卒園児と継続して関わる事もある。

33. 苦情解決の仕組みを整えており重要事項説明書にて説明するとともに、園内に掲示している。苦情に関してはマニュアルに沿って対応し、所定の書式で記録されている。第三者協議会で報告する事で会員に公表している。夏祭りなどの行事の後にはアンケートを取り意見集約に努めている。

34. 相談体制については保護者懇談会や保育便りを通し保護者に説明がされている。連絡帳にコメントができるようになっており、個別の相談は時間帯や場所の配慮がなされている。相談内容によっては関係機関を紹介することもある。

35. 保護者からの相談、意見に際しては内容の記録から対応までの手順が整備されている。保護者BOX（保護者会の意見徴収箱）に入った意見は職員全体で共有している。実際に意見を受けて、手洗い石鹸を変更する事や園庭の改修など業務改善された事例も確認できた。

36. 主幹→主任→園長の流れでリスクに関する情報の流れが確立している。ヒヤリハット報告のマニュアルを作成され情報収集と整理をしている。事故にならない軽微なトラブルの段階で「安全指導のポイント」などの資料を作成し周知している。園内研修でAEDの使用等の緊急時対応の研修を実施し、緊急時対応マニュアルは各部屋に設置している。

37. 「保育所保健のしおり」で感染症の対応について整理がされている。乳幼児から5歳までを対象としているため様々な感染症や疾患について理解し、看護師との連携のもと対応をしている。関連する新しい情報があれば「安全対策マニュアル」の必要な項目を更新している。

38. 毎月、避難訓練を実施し、職員の対応だけでなく子どもの意識向上に向けた取り組みも実施している。消防署と連携した体験型の研修を実施している。備蓄品の更新のタイミングで保存食の試食をし、園児が非日常の食べ物を知る機会となっている。

39. 防犯カメラの設置がなされ日常的な人の動きは把握されている。玄関は電子錠で管理し、不審者への対応マニュアルが整備されており職員に周知されている。職員室にホットラインを設置し兄弟園と警察に連絡が入る仕組みを整えている。

40. 年代別に「保育マニュアル」を備え、「プール活動・活動水遊び」「調理室」などの場面ごとのマニュアルを整えている。月1度は各職種による会議を持ち、円滑な保育の実施に向けて確認・連携している。

41. マニュアルは定期的な見直しを実施されており、データの蓄積がなされている。

42. 「児童票」で各園児の状況を領域ごとに把握され全体のニーズ把握に繋げている。主任を中心に指導計画が策定されている。支援困難ケースへの対応については作業療法士に発達相談を行うなど関係機関と連携を取り課題の明確化に努めている。

43. 年度末の全体職員会議で評価と反省を行っている。実施計画書を基に日案の作成に繋げている。計画書を事務所に掲示し職員全員が把握できるようにしている。

44. 所定の記録用紙に個別に記録している。記録の書き方は主任から保育士に指導がされている。0歳児については独自の記録用紙を作成し毎月評価と更新をしている。記録の入力は各部屋に設置されているPCで入力し、過去のデータはUSBメモリで管理している。「子供の困り感に気付くマップ」を作成し具体的な行動とその理由を整理、個別に対応について検討している。

45. 個人情報の取り扱いについて就業規則で整理されており入職時に確認されている。個別の記録は鍵のかかる場所に保管されて管理者が定められている。「個人情報保護規定」が定められており、会議の場で職員に周知され運用されているが廃棄の方法については定められていない。

A-1 保育内容

評価分類	評価項目	通番	項番	評価細目	評価結果		
					自己評価	第三者評価	
A-1 保育内容	A-1-1(1) 保育課程の編成	46	①	保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。	A	A	
	A-1-1(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		47	①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	B	A
			48	②	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	A	A
			49	③	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	A	A
			50	④	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	A	A
			51	⑤	乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	A	A
			52	⑥	3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	A	A
			53	⑦	3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	A	A
			54	⑧	障害のある子どもが安心して生活でき喜んで遊べる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	A	A
			55	⑨	長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	A	A
			56	⑩	小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	A	A
	A-1-1(3) 健康管理		57	①	子どもの健康管理を適切に行っている。	A	A
			58	②	健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	A	A
			59	③	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	A	A
	A-1-1(4) 食事		60	①	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	A	A
			61	②	子どもの喫食状況を把握するなどして、献立の作成・調理の工夫に活かしている。	A	A

[自由記述欄]

46. 全体的な計画は、指導計画や各種計画（クッキング、栽培）また健康診断に関する「そだちのあゆみ」とともに編成している。援助の必要な家庭には個別に配慮をしている。7:00~19:00まで利用する子どもも多く、くつろぎやすい場所の設定など実態に応じた計画にしている。
47. 子どもが感じる「快」「不快」に着目し、環境面の様々な配慮が園の随所で行われている。食事については、専用のカトラリーや食器などを準備している。トイレの環境は古い建屋の構造上、設備不備を課題と考え改善に向けて取り組みながら、安全への工夫と情緒面への配慮をされている。
48. 子ども一人ひとりが自分で選べる生活スタイル（おもちゃや設定）で主体的に遊べる環境を作り、そこから学ぶ事を通して生活習慣を身につける事に繋げている。保育士は「わらべうた」による身体の動きを伴う遊びを通して、子ども一人ひとりが安心な関係でいられる保育を取り入れている。
49. 担当制保育を実践するなかで、担当する子どもがいつもと違う小さなことにも気付ける環境にしている。異年齢混合保育を取り入れ、年長者の生活流れを見ながら子どもが自ら動こうとする事を重視している。
50. 生活上のルールや生活動作は保育士がきっかけを作り、遊びの中で自ら学べるように取り組んでいる。地域の人は毎日の園庭開放の時間で関わりを持っている。散歩に出かける事や姉妹園に出かける機会を持ち、様々な人と関わる時間を大切にしている。「今、何をやる時間」なのか、子どもが自ら考えられるような指導を重視しながら社会的なルールを伝えている。
51. 離乳食は導入時に在宅から持参いただき、それに沿った食事を提供している。発達過程に応じて栄養士から保護者へ離乳食の進め方の相談をする事もある。身体面では看護師が相談や援助をしている。
52. 3歳未満児は養護と教育の一体的な保育において大事な年齢と捉え、自立しつつある事をより伸ばせるように保育している。発達段階を踏まえ「平行遊び」ができるように同じおもちゃを用意するなどの工夫をしている。
53. 3歳児以上は異年齢混合保育を取り入れ、子どもたちが自主的にやろうとする環境設定にしている。子どものペースを重要視し、時間がかかる事を想定した中で余裕を持った時間設定にする事で、自らするという自立したい気持ちを育てている。
54. 聴覚の過敏さがあり部屋に入れない子どもに対して、個別の空間を設定し自身で落ち着きを取り戻せるようにするなどの配慮をしている。まわりの子ども達のなかで「特別な子」と映らないように失敗する事のないような配慮を行っている。個別の保育については記録に残し共有している。
55. 長時間保育の中では、情緒的に安定できるようにできるだけ担任が居るように職員体制を配慮している。おやつや軽食を提供する場合には、夕食の時間を考慮するなど個々の家族の状況に応じた細やかな配慮をしている。
56. 小学校への移行については手順に沿って保育児童保育要録のまとめを行っている。小学校とは日常的に連携し見学などの対応を実施している。
57. 子どもの健康管理において看護師を配置している。0歳児のお昼寝時は呼吸音センサー（ベビーセンス）を用いて状態の把握と、5分おきにチェックも行い、保護者にも安心してもらっている。毎月の身体測定や衛生検査、年1回のかかりつけ医による耳鼻科、眼科、歯科検診を「健康記録簿」に記載し、適切に健康管理を行っている。
58. 内科検診は0歳児は毎月、1、2歳児は2カ月に1回、幼児は年に2回、視力検査も年2回実施し、看護師が状況を把握し、保護者や保育士に伝達している。歯磨きについては安全管理上の側面から実施をせず、うがいの徹底を行っている。歯の大事さを伝えるために歯科指導を実施している。
59. アレルギー食については厨房のボードで把握している。食器やトレイを色分けする事で分かりやすくすることに加え保育士の配置にも配慮している。医師の診断書に基づき適正に対応なされている。誤食が無いように事前のチェックを欠かさず不備があれば管理栄養士に連絡する体制となっている。「アレルギー対応の手引き」で緊急時の対応方法も含めてマニュアル化されている。
60. 栄養士を配置し、調理についても栄養士が担当している。子どもの「食べる事ができた」気持ちを大切にするため、個別に盛り付け量にも配慮している。保護者にもレシピや見本食を掲示したり、「キッチンだより」の発行、また試食会や離乳食講習会など「食」の大切さを伝えている。
61. 季節に応じたメニュー（祇園祭の日は鯉、運動会前にはトンカツなど）を取り入れている。栄養士も保育の現場に入って状況を把握しながら食事の在り方について日常的に把握できるように配慮している。

A-2 子育て支援

評価分類	評価項目	通番	項番	評価細目	評価結果	
					自己評価	第三者評価
A-2 子育て支援	A-2-(1) 家庭との緊密な連携	62	①	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	A	A
	A-2-(2) 保護者等の支援	63	①	保護者等が安心して子育てができるよう支援を行っている。	A	A
		64	②	家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	A	A
	A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	65	①	保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	A	A

[自由記述欄]

62. クラス懇談会は年に2回実施している。園オリジナルの連絡帳で日常的に情報共有をしている。加えて、電話連絡は所定の記録用紙に概要を記入し、園児出席確認簿にもコメントを書いてもらえるようにしておくなど情報の共有しやすい仕組みを整えている。

63. 日々の連絡帳や送り迎え時の情報交換を密に行っている。長時間保育の子どもについても個々に保護者に声掛けを行い、園で工夫ができる範囲は工夫をするようにしている。「おもちゃライブラリー」と称して玩具屋さんに来園してもらいゲーム等ではない、おもちゃを体験する機会を設定している。子どもの作品を通じて保育の情報を伝えるように配慮している。「保護者伝言報告書」「子どもたちの気になる様子報告書」を活用している。

64. 児童相談所からの相談もある。園ではネグレクトに注意を払っており、通報となる前に支所のはぐくみ相談に報告と相談をしている。虐待防止マニュアルの設置して、保育士と学びあっている。

65. 保育士個人が振り返る目的として「自己評価票」を記入し、年に2回園長とヒアリングを実施しており、保育実践の改善や専門性の向上を保育園全体の保育実践に繋げる仕組みとしている。保育計画は一つひとつを職員間で話し合い、実践も記録し、振り返りの課題を次に繋げている。